

基本契約要綱

(低圧・中部エリア以外)

2025年4月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

基本契約要綱
(低圧・中部エリア以外)

目 次

I	総 則.....	1
1	適 用.....	1
2	要綱の変更.....	2
3	定 義.....	3
4	単位および端数処理.....	4
5	実施細目.....	5
II	契約の申込み.....	6
6	需給契約の申込み.....	6
7	需給契約の成立および契約期間.....	7
8	需 要 場 所.....	7
9	需給契約の単位.....	7
10	供給の開始.....	8
11	承諾の限界.....	8
12	需給契約書の作成.....	8
III	契約種別および料金.....	9
13	契 約 種 別.....	9
14	従 量 電 灯.....	9
15	低 圧 電 力.....	11
16	料 金.....	12

IV	料金の算定および支払い	14
17	料金の適用開始の時期	14
18	検針日	14
19	料金の算定期間	14
20	使用電力量の算定	14
21	料金の算定	15
22	日割計算	16
23	料金の支払義務および支払期日	16
24	料金その他の支払方法	17
25	延滞利息	19
26	保証金	20
V	使用および供給	22
27	適正契約の保持	22
28	需要場所への立入りによる業務の実施	22
29	供給の停止	22
30	供給停止の解除	23
31	違約金	23
32	供給の中止または使用の制限もしくは中止	23
33	損害賠償の免責	23
34	設備の賠償	24
VI	契約の変更および終了	25
35	需給契約の変更	25
36	名義の変更	25
37	需給契約の廃止	25
38	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費等	

の精算.....	26
39 解 約 等.....	28
40 需給契約消滅後の債権債務関係.....	29
VII 供給方法，工事および工事費の負担.....	30
41 供給方法および工事.....	30
42 工事費等の負担方法.....	30
43 工事費等の申受けおよび精算.....	30
VIII そ の 他.....	32
44 需要情報の通知.....	32
45 供給条件の説明等.....	32
46 不 可 抗 力.....	33
47 反社会的勢力の排除.....	34
48 配電事業者.....	35
49 準 拠 法.....	35
附 則	
別 表	

I 総 則

1 適 用

(1) この「基本契約要綱（低圧・中部エリア以外）」（以下「基本要綱」といいます。）は、当社が、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「接続供給会社等」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給（以下「当該接続供給」といいます。）を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要および電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまが、原則として当社が電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受け、かつ、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ 北海道エリア

北海道

ロ 東北エリア

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県

ハ 東京エリア

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

ニ 北陸エリア

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部

ホ 関西エリア

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部

へ 中国エリア

鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部および愛媛県の一部

ト 四国エリア

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）

チ 九州エリア

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

(2) この基本要綱は，当社が料金等のサービスの内容ごとに別途定める個別の要綱（以下「個別要綱」といいます。）とあわせて適用いたします。なお，お客さまは，原則として，個別要綱を適用されてから1年に満たないで他の個別要綱に変更することはできません。

(3) この基本要綱に定める事項について個別要綱に異なる定めがある場合は，当該事項についてはこの基本要綱によらず，個別要綱の規定を適用するものといたします。

2 要綱の変更

(1) 当社は，次の場合には，民法第548条の4の規定にもとづき，この基本要綱および個別要綱を変更する場合があります。

この場合，契約期間の途中であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の基本要綱および個別要綱によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により，この基本要綱および個別要綱を変更する必要がある場合

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ハイおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この基本要綱および個別要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この基本要綱および個別要綱を変更する場合、45（供給条件の説明等）にもとづき、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、当社が定める日から変更後の基本要綱および個別要綱によるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、この基本要綱および個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(9) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この基本要綱および個別要綱において料金その他を計算する場合の単位

およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、15（低圧電力）(3)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この基本要綱および個別要綱の実施上必要な細目的事項は、この基本要綱、お客さまが適用を受ける個別要綱および託送約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめこの基本要綱および適用を希望される個別要綱を承認のうえ、次の事項その他当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、適用を希望される個別要綱、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約電流、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。

イ お客さまが、この基本要綱および個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。

ロ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。なお、当社は、その旨の承諾書を提出していただくことがあります。

ハ 当社は、需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、当該接続供給のために接続供給会社等が必要とする事項につい

て、接続供給会社等に情報を提供いたします。

(3) 契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) お客さまは、(1)による需給契約の申込みに合わせて、24（料金その他の支払方法）(1)イ、ロまたはニに定める料金の支払方法により料金を支払うために必要となる手続きを行なうものといたします。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。ただし、接続供給会社等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等にもとづき定められる需要場所と同一といたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1

需給契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (2) 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，接続供給会社等が技術上，保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，接続供給会社等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

12 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，需給契約に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、需要区分が電灯需要の場合は従量電灯とし、需要区分が電力需要の場合は低圧電力といたします。

14 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、接続供給会社等の供給設備の状況等から接続供給会社等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、接続供給会社等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、お客さまの需要場所が属するエリアに応じて、次のとおり

定めるものといたします。

イ 北海道エリア，東北エリア，東京エリア，北陸エリアおよび九州エリアの場合

次の(イ)または(ロ)により，契約容量を定めるものといたします。

(イ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合は，契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または接続供給会社等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(ロ) お客さまが接続供給会社等が取り付ける電流制限器等その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する機能を有する計量器により契約容量を定めることを希望され，かつ，接続供給会社等が電流制限器等または電流を制限する機能を有する計量器を取り付ける場合は，契約容量は，電流制限器等の定格電流または電流を制限する機能を有する計量器により制限される電流にもとづき，別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。

ロ 関西エリア，中国エリアおよび四国エリアの場合

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または接続供給会社等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

15 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、接続供給会社等の供給設備の状況等から接続供給会社等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、接続供給会社等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または接続供給会社等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用するこ

とはできません。

16 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された各エリアにおける平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ハに定める各エリアにおける基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された各エリアにおける平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ハに定める各エリアにおける基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。なお、北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアについては、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された各エリアにおける離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ハに定める各エリアにおける離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された各エリアにおける離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ハに定める各エリアにおける離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、お客さまが適用を受ける個別要綱のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、お客さまが適用を受ける個別要綱のとおりといたします。

IV 料金の算定および支払い

17 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

18 検針日

- (1) 検針日は、確定通知日（託送約款等にもとづく接続供給会社等からの電力量の計量等の結果のお知らせの日をいいます。）といたします。ただし、確定通知日の前日までに当社と接続供給会社等との間で電力量の計量の結果の確認を行なった場合は、その日とすることがあります。
- (2) 確定通知日が託送約款等に定める検針日の属する月における当社の最終営業日の翌日以降となる場合の検針日は、(1)にかかわらず、当該月における当社の最終営業日とすることがあります。

19 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から料金適用開始の日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

20 使用電力量の算定

- (1) 当社は、接続供給会社等が託送約款等にもとづき計量した値を用いて使用電力量を算定いたします。

- (2) 計量器は、託送約款等にもとづき接続供給会社等が設置いたします。
- (3) 料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量の合計として算定いたします。
- (4) 30分ごとの使用電力量は、電力量計の計量値にもとづき、託送約款等における接続供給電力量に準じて定めます。ただし、18（検針日）(2)により検針日を当該月における当社の最終営業日とする場合は、当社が推定した値を30分ごとの使用電力量とすることがあります。この場合、接続供給会社等からの電力量の計量等の結果のお知らせにもとづき精算いたします。
- (5) 当社は、使用電力量の算定の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 特別の事情がある場合で、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときは、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

21 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

22 日割計算

(1) 当社は、21（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

(3) 21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

23 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、料金の算定期間の末日の直後の検針日に発生いたします。ただし、20（使用電力量の算定）(4)により精算する場合の精算額および需給開始の日から当該日の属する月の末日までの期間が短い場合の料金については、原則として、次回の検針日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様まで、それぞれの需給

契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

24 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費等その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてイ、ロまたはニに定める方法により支払っていただきます。

ただし、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされない場合、料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合または当社の事情によりイ、ロまたはニによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には、ハに定める方法により支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1) イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 20（使用電力量の算定）(4)により精算する場合の精算額は、18（検針日）(2)の検針日（当該月における当社の最終営業日）の翌月の1日から末日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 需給開始の日から当該日の属する月の末日までの期間が短い場合の当該期間を算定期間とする料金は、需給開始の日の属する月の翌月の1日から末日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (7) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(8) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

25 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払いの日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(2) 37（需給契約の廃止）(2)または39（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払

っていただきます。

26 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てま

す。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

27 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または接続供給会社等は、業務の必要上お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

29 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等は、電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または接続供給会社等がその旨を警告しても改めない場合には、接続供給会社等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ハ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ お客さまがその他この基本要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合

(3) 当社は、(1)および(2)にともなう料金の減額は行ないません。

30 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、接続供給会社等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

31 違 約 金

(1) お客さまが29（供給の停止）(2)イまたはロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

32 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 接続供給会社等は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

(2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

33 損害賠償の免責

(1) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって接続供給会社等が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または7（需給契約の成立および契約期間）(1)もしくは39（解約等）によって需給契約

を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

34 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または接続供給会社等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 当社の設備の場合

イ 修理可能であるとき。

修理費

ロ 亡失または修理不可能であるとき。

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) 接続供給会社等の設備の場合

接続供給会社等に生じた損害の賠償に要する金額

VI 契約の変更および終了

35 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

36 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社に申し出ていただきます。

なお、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。

37 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

接続供給会社等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および接続供給会社等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により接続供給会社等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となつ

た日に消滅するものいたします。

- ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものいたします。

38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費等の精算

- (1) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して接続供給会社等が供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定された契約容量または契約電力分につき、従量電灯の場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

- ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって、従量電灯の場合は該当料金の10パーセントを割増ししたも

のを適用し、低圧電力の場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって、従量電灯の場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって、従量電灯の場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、低圧電力の場合は該当料金の20パーセントを割増ししたも

のを適用いたします。

なお、それぞれの使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (2) (1)の場合で、当社が接続供給会社等から、託送約款等に定めるところにより、工事費等の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (3) (1)または(2)に該当するお客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで新たに施設した供給設備を接続供給会社等が撤去することが明らかになったときは、(1)または(2)に準じて料金および工事費等の精算をいたします。

39 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日超過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日超過してなお支払われない場合

ハ この基本要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工

事費等その他この基本要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

ニ お客さまがその他この基本要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合

(2) 29 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または接続供給会社等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまが、37 (需給契約の廃止) (1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および接続供給会社等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

40 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

41 供給方法および工事

- (1) 当社は、託送約款等にもとづき接続供給会社等が施設する供給設備を介して、電気を供給いたします。
- (2) 電気の需給地点は、接続供給会社等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (3) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

42 工事費等の負担方法

当社が接続供給会社等からお客さまの需要場所に対応する供給地点への接続供給に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

43 工事費等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費等を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費等を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) 当社は、接続供給会社等による設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社等との間で工事完成後に工事費等の精算を行なう場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変

更される場合で、当社が接続供給会社等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

VIII そ の 他

44 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客さまから当該情報を提供していただきます。

45 供給条件の説明等

(1) 当社は、お客さまと需給契約を締結しようとするときは、法令で定めるところにより、次の事項をお客さまに説明いたします。

イ お客さまが、新たに需給契約を希望され、6（需給契約の申込み）

(1)により需給契約の申込みをされた場合は、法令で定める電気料金その他の供給条件を説明いたします。

ロ お客さまと当社が、7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロにより需給契約を契約期間満了後も同一条件で継続する場合は、更新後の契約期間のみを説明いたします。

ハ 当社が、2（要綱の変更）によりこの基本要綱または個別要綱を変更する場合（ただし、ニの場合を除きます。）は、変更しようとする事項のみを説明いたします。

ニ 当社が、2（要綱の変更）によりこの基本要綱または個別要綱を変更する場合（法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更をする場合に限るものとします。）は、変更しようとする事項の概要のみを説明いたします。

ホ お客さまが、需給契約の変更を希望され、35（需給契約の変更）によりその契約変更の申込みをされた場合は、変更しようとする事項のみ

を説明いたします。

(2) 当社は、(1)の説明をするときは、(1)ロおよびニの場合を除き、法令で定める電気料金その他の供給条件を記載した書面（以下「契約締結前書面」といいます。）をお客さまに交付いたします。ただし、(1)ハおよびホの場合は、変更しようとする事項のみを契約締結前書面に記載いたします。

(3) 当社は、お客さまと需給契約を締結したときは、(1)ニの場合を除き、法令で定める次の事項を記載した書面（以下「契約締結後書面」といいます。）をお客さまに交付いたします。ただし、(1)ロの場合は、次のイ、ロ、ニおよび更新後の契約期間のみを、(1)ハおよびホの場合は、次のイ、ロ、ニおよび変更した事項のみを契約締結後書面に記載いたします。

イ 当社の名称および住所

ロ 契約年月日

ハ 当社の登録番号

ニ 供給地点特定番号

ホ 法令で定める電気料金その他の供給条件

(4) 当社は、電磁的方法その他当社が適切と認める方法により、契約締結前書面の交付および契約締結後書面の交付を行いません。

46 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ (1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約できるものといたします。

ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないものといたします。

47 反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、事前に通知の上、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。

イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき。

ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、事前に通知のうえ、契約の全部または一部を解除できるものといたします。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる行為

- (3) お客さまおよび当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約いたします。
- (4) お客さまおよび当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。
- (5) お客さまおよび当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。
- (6) お客さままたは当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

48 配電事業者

お客さまの需要場所の属する供給区域の一般送配電事業者が定める託送約款等と当該供給区域における配電事業者が定める託送約款等との違いにより、この基本要綱および個別要綱とは異なる取扱いが必要となった場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

49 準 拠 法

この基本要綱および個別要綱に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

附 則

1 実施期日

この基本要綱は、2025年4月1日から実施いたします。

2 契約容量等についての特別措置

- (1) 当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たにこの基本要綱にもとづく需給契約を希望される場合で、お客さまが当社以外の小売電気事業者との需給契約においてお客さまの需要場所の属する供給区域において適用される特定小売供給約款に定められた方法またはこれに準ずる方法により契約電流、契約容量または契約電力を定められているときは、本則14（従量電灯）(3)および本則15（低圧電力）(3)にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電流、契約容量または契約電力等を基準として、協議により契約容量または契約電力を定めます。

なお、協議により定めた契約容量または契約電力が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合は、当社は、本則27（適正契約の保持）にもとづき、すみやかに契約容量または契約電力を適正なものに変更していただきます。

- (2) (1)により契約容量または契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備等を変更される場合には、原則として、本則により契約容量または契約電力を定めます。

3 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1

項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の月の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、託送約款等による災害救助法が適用された場合等の特別措置の適用の申出のために、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1か月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、本則21（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、本則42（工事費等の負担方法）および本則43（工事費等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費等を申し受けません。ただ

し、ロに該当する場合には、原則として1回に限ります。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所において災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みをされた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

(4) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

4 この基本要綱の実施等にもなう切替措置

この基本要綱が適用される以前における、当社との需給契約によって支払いを要することとなった料金および料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費等その他当社との需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合は、本則39（解約等）に準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月1日から翌年の3月31日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の

規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月1日から翌年の3月31日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭
価格

各エリアの α 、 β および γ は、次のとおりといたします。なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

	α	β	γ
北海道エリア	0.1874	0.0899	1.0036
東北エリア	0.0259	0.2563	0.8915
東京エリア	0.0048	0.3827	0.6584
北陸エリア	0.0415	0.0745	1.2499
関西エリア	0.0140	0.3483	0.7227
中国エリア	0.0406	0.0992	1.1994
四国エリア	0.0875	0.0770	1.1770
九州エリア	0.0053	0.1861	1.0757

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ハの基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ニの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{ハの基準燃料価格}) \times \frac{\text{ニの基準単価}}{1,000}$$

ハ 基準燃料価格

各エリアの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

	基準燃料価格
北海道エリア	80,800円
東北エリア	83,500円
東京エリア	86,100円
北陸エリア	79,800円
関西エリア	27,100円
中国エリア	80,300円
四国エリア	80,000円
九州エリア	27,400円

ニ 基準単価

各エリアの基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

	基準単価	
	1キロワット時につき	
北海道エリア	17銭3厘	
東北エリア	19銭7厘	
東京エリア	18銭3厘	
北陸エリア	16銭5厘	
関西エリア	16銭5厘	
中国エリア	21銭2厘	
四国エリア	15銭4厘	
九州エリア	13銭6厘	

ホ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

へ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

(イ) 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

各エリアの α 、 β および γ は、次のとおりといたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの

平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

	α	β	γ
北海道エリア	1.0000	0.0000	0.0000
東北エリア	1.0000	0.0000	0.0000
中国エリア	1.0000	0.0000	0.0000
九州エリア	1.0000	0.0000	0.0000

(ロ) 各エリアの離島平均燃料価格上限値は，次のとおりといたします。

	離島平均燃料価格上限値
北海道エリア	119,000円
東北エリア	119,000円
中国エリア	119,000円
九州エリア	119,000円

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{ハの離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ニの離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ離島平均燃料価格上限値以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{ハの離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ニの離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島平均燃料価格上限値を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島平均燃料価格上限値といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{イの離島平均燃料価格上限値} - \text{ハの離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ニの離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島基準燃料価格

各エリアの離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

	離島基準燃料価格
北海道エリア	79,300円
東北エリア	79,300円
中国エリア	79,300円
九州エリア	79,300円

ニ 離島基準単価

各エリアの離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

	離島基準単価	
	1キロワット時につき	
北海道エリア		1厘
東北エリア		1厘
中国エリア		1厘
九州エリア		3厘

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお客さまにお知らせいたします。

(3) 燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価ならびに燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の表示

当社が北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリアにおいて、料金のお知らせおよび請求を書面等により行なう場合は、当面の間、燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の合算値を燃料費調整単価、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の合算値を燃料費調整額とそれぞれ表示いたします。

4 契約容量および契約電力の算定方法

本則14（従量電灯）(3)または本則15（低圧電力）(3)の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

イ お客さまの需要場所が属するエリアが北海道エリア、東北エリア、東京エリア、北陸エリアまたは九州エリアの場合

(イ) 契約主開閉器による場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 電流制限器等による場合

$$\text{電流制限器等の定格電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

(ハ) 電流を制限する機能を有する計量器による場合

$$\text{制限される電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ お客さまの需要場所が属するエリアが関西エリア、中国エリアまたは四国エリアの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$